

税理士報酬規程

○ 税理士報酬について

税理士報酬は、ご依頼主様の年間売上高・規模、事業形態やご依頼内容、訪問回数等によって決定します。

年間売上高／規模・・・売上金額／規模により、金額は異なります。

事業形態・・・法人か個人かで金額は異なります。また、業種（例えば医療業）によっても異なる場合があります。

訪問回数・・・訪問する回数によっても金額は異なります。

また、顧問契約かスポット契約（決算申告のみ）かで金額は異なります。

顧問契約で、記帳代行や給与計算といった**オプション業務のご依頼についても追加料金**が必要です。

更に、決算申告は顧問契約の業務に含まれていますが、**別途決算申告料**としてお支払いいただきます。

I 顧問契約

- i 顧問料（月額）
- ii 記帳代行
- iii 決算申告（年額）
- iv その他（給与計算等）

顧問契約の場合には、上記 i～iv までの金額の合計額が税理士報酬となります。

II スポット契約

- 決算申告（年額）

税理士報酬規程

○ 個人事業主の顧問契約報酬

年間売上	訪問頻度別顧問料（月額）		記帳代行（月額）	決算申告料（年額）
1,000万円未満	毎月	20,000円～	+ 5,000円～	80,000円～
	3か月に一度	15,000円～		
	6か月に一度	10,000円～		
1,000万円以上 3,000万円未満	毎月	25,000円～	+ 5,000円～	100,000円～
	3か月に一度	20,000円～		
	6か月に一度	15,000円～		
3,000万円以上 5,000万円未満	毎月	30,000円～	+ 5,000円～	120,000円～
	3か月に一度	25,000円～		
	6か月に一度	20,000円～		
5,000万円以上 1億円未満	毎月	35,000円～	+ 10,000円～	140,000円～
	3か月に一度	30,000円～		
	6か月に一度	25,000円～		
1億円以上	要相談			

税理士報酬規程

○ 法人の顧問契約報酬

年間売上	訪問頻度別顧問料（月額）		記帳代行（月額）	決算申告料（年額）
1,000万円未満	毎月	25,000円～	+ 5,000円～	100,000円～
	3か月に一度	20,000円～		
	6か月に一度	15,000円～		
1,000万円以上 3,000万円未満	毎月	30,000円～	+ 5,000円～	120,000円～
	3か月に一度	25,000円～		
	6か月に一度	20,000円～		
3,000万円以上 5,000万円未満	毎月	35,000円～	+ 5,000円～	140,000円～
	3か月に一度	30,000円～		
	6か月に一度	25,000円～		
5,000万円以上 1億円未満	毎月	40,000円～	+ 10,000円～	160,000円～
	3か月に一度	35,000円～		
	6か月に一度	30,000円～		
1億円以上 5億円未満	毎月	60,000円～	+ 10,000円～	240,000円～
	3か月に一度	50,000円～		
	6か月に一度	40,000円～		
5億円以上	要相談			

税理士報酬規程

○ スポット契約報酬

定期的な業務

記帳代行

1仕訳あたり50～100円

毎月の伝票や領収書から会計ソフトへの入力、試算表の作成までを行います。

給与計算

1,000円／人

月々の給与計算業務です。

年に一度の業務

決算申告／確定申告

15万円～／3万円～

個人の方は確定申告、法人であれば決算申告を年に一度行います。

年末調整

従業員10人まで基本料金2万円+1人増えるごとに1,000円追加

年末調整業務です。

消費税申告

決算料に含まれます。